

両立支援の取組について

東急スポーツシステム株式会社

女性活躍推進法	行動計画策定	2021年7月
次世代育成支援対策推進法	行動計画策定	2022年1月

女性活躍推進法

行動計画期間： 2021年7月1日～2024年6月30日（3年間）

【目標1】労働者に占める女性労働者の割合を5割維持していく

<取り組み>

- ・採用ページおよび社内従業員に対する育児休暇制度の認知および促進
- ・管理職従業員へ女性特有の体調の変化、および育児従業員に対する理解の意識啓蒙
- ・男性従業員に対する育児参画への積極的な促進
- ・育児従業員向けの社員区分の構築

【目標2】対象となる従業員の年間5日以上の有給取得率を5割目指す

<取り組み>

- ・従業員の休暇に関するアンケートの実施
- ・休暇取得のしやすい環境の整備
- ・従業員が公平に休暇取得の出来る制度の構築

次世代育成支援対策推進法

行動計画期間： 2022年1月1日～2024年12月31日（3年間）

両立支援のひろば（厚生労働省） <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/index.html>

【目標1】産前産後休暇や育児休職、育児休業給付金、育児休業期間中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- ・社員に対し育児休業給付や休職中の社会保険料免除などについて定期的に周知し、制度の取得推進に努める
- ・育児休職取得予定者に円滑な休職および復帰ができるようサポート体制を強化する

【目標2】年次有給休暇の取得促進のため新休暇制度を導入する

<対策>

- | | |
|--------|----------------------|
| 令和4年4月 | 社内イントラネットなどによる社員への告知 |
| 令和4年6月 | 計画的取得に向けた管理職研修の実施 |
| 令和4年7月 | 新休暇制度の導入 |